

日立造船株式会社「（仮称）鹿角・田子風力発電構想計画段階環境配慮書」に対する意見について

平成29年8月28日  
経 済 産 業 省  
産 業 保 安 グ ル ー プ  
電 力 安 全 課

本日、環境影響評価法第3条の6の規定に基づき、「（仮称）鹿角・田子風力発電構想計画段階環境配慮書」について、日立造船株式会社に対し、環境の保全の見地からの意見を述べた。

意見内容は別紙のとおり。

（参考）当該地点の概要

1. 計画概要

- ・ 場 所 : 秋田県鹿角市、青森県三戸郡田子町
- ・ 原動力の種類 : 風力（陸上）
- ・ 出 力 : 最大214, 200kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

計画段階環境配慮書受理	平成29年 6月 5日
環境大臣意見受理	平成29年 8月 8日
経済産業大臣意見	平成29年 8月28日

問合せ先： 電力安全課 高須賀、岡田  
電話03-3501-1742（直通）

日立造船株式会社「（仮称）鹿角・田子風力発電構想計画段階環境  
配慮書」に対する意見

1. 総論

（１）対象事業実施区域の設定

対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備及び取付道路等の附帯設備（以下「風力発電設備等」という。）の構造・配置又は位置・規模（以下「配置等」という。）の検討に当たっては、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、反映させること。

（２）累積的な影響と今後の環境影響評価図書の作成

本事業は、今後、複数の事業に分割されることが想定されており、また、事業実施想定区域の周辺において、他事業者による風力発電所が稼働中又は環境影響評価手続き中であることから、累積的な影響が懸念される。このため、それらの複数の事業において実施された調査結果等の情報の活用、他事業者との情報交換等に努め、累積的な影響について適切に予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等の配置等を検討すること。

また、本事業の分割後に、方法書以降の環境影響評価図書を作成する場合には、いずれの図書においても、本配慮書の内容を踏まえるとともに、本経済産業大臣意見を勘案すること。

（３）事業計画の見直し

2.（１）、（２）及び（５）により、騒音及び風車の影による生活環境への影響並びに植物及び生態系に対する影響を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

#### (4) 環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

## 2. 各論

#### (1) 騒音等に係る環境影響

事業実施想定区域の周辺には、複数の住居が存在しており、工事中及び供用時における騒音による生活環境への重大な影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」(平成29年5月環境省)及び最新の知見等に基づき、住居への影響について適切に調査及び予測を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等を住居から離隔すること等により、騒音等による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

#### (2) 風車の影に係る環境影響

事業実施想定区域の周辺には、複数の住居が存在しており、供用時における風車の影による生活環境への重大な影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、住居への影響について適切に調査及び予測を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居から離隔すること等により、風車の影による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

#### (3) 水環境に対する影響

事業実施想定区域は、同区域に隣接して、林野庁により水源の森百選に選定され、地域で保全活動に取り組んできた水源かん養保安林が存在しており、田子町水道原水の集水域となっていることから、土地の改変に慎重を要する地域である。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、地元自治体を始めとする関係機関や専門家等からの指導・助言等を踏まえること。また、伐採や土地の改変量を最小限に抑えること等により水環境への影響を回避又は極力低減すること。

#### (4) 鳥類に対する影響

事業実施想定区域の周辺では、クマタカ等の希少猛禽類の生息が確認されているこ

とから、本事業の実施により、風力発電設備への衝突事故や移動経路の阻害等による鳥類への影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえ、鳥類に関する適切な調査及び予測を行い、その結果を踏まえ、必要に応じ環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避又は極力低減すること。

#### (5) 植物及び生態系に対する影響

事業実施想定区域には、自然環境保全法（昭和47年法律第85号）に基づく自然環境保全基礎調査の第2回～第5回調査（植生調査）において植生自然度が高いとされた植生、森林法（昭和26年法律第249号）に基づき指定された保安林及び林野庁により緑の回廊に設定された森林が存在しており、本事業の実施により、植物及び生態系への重大な影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により緑の回廊及びそれから連続性を持ち動植物の移動経路を確保する上で重要な森林を確認の上で、必要に応じ、既存道路を活用すること等により、これらの森林の分断を回避すること。また、既存道路や牧野、伐採跡地等の無立木地等を活用することにより、自然度の高い植生及び保安林に指定された森林等の改変を回避又は極力低減すること。

#### (6) 景観に対する影響

事業実施想定区域の北約3kmには十和田八幡平国立公園があり、発荷峠をはじめとする主要な眺望点が存在するとともに、事業実施想定区域は火山性高原として景観資源に位置付けられており、本事業の実施により、眺望景観への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により主要な眺望点からの眺望の特性、利用状況等を把握し、また、景観資源の特性を把握した上で、フォトモンタージュを作成し、垂直見込角、主要な眺望方向及び水平視野も考慮した客観的な予測を行うこととともに、その結果を踏まえ、眺望景観への影響を回避又は極力低減すること。

以上の検討の経緯及び内容について、方法書以降の図書に適切に記載すること。